

大阪市従業員労働組合との交渉議事録

2016年度夏季手当に関する申し入れ

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合執行委員長以下との本交渉

日時 平成28年5月11日(水)午後6時30分

場所 環境施設組合 会議室C

(組合)

本日は、2016年度の夏季手当について、市従として申し入れを行ってまいりたい。

4月25日、市従は、大阪市に対し2016年度夏季手当要求の申し入れを行い、本年4月からのマイナス2.43%の給与改定に伴う大幅な給与水準の引き下げにより、組合員の生活に影響を及ぼしていることから、「給料月額の減額措置」の即時終了と「働きがい・やりがい」を持てるような総合的な人事給与制度を確立するよう強く求めるとともに、以降、市労連統一交渉として取り扱うこととした。

この間、環境施設組合においては、大阪市と同様に「給料月額の減額措置」を実施するなど、大幅な給与水準の引き下げを実施しており、市従組合員の労働意欲の喪失、士気の低下につながりかねない状況となっている。

今後、「給料月額の減額措置」を即時終了し、「働きがい・やりがい」を持てるような勤務労働条件の改善に向け、環境施設組合側の誠意ある対応を強く要請しておく。

一方、環境局は、熊本県熊本地方で発生した地震の被災地への廃棄物処理支援隊を派遣している。

2015自治労現業統一闘争に関する要求申し入れ団体交渉の際、市従より、環境施設組合側に対し、大規模災害発生時における災害対策を強化するよう要請しており、環境施設組合側としても災害廃棄物の受入処理など、緊急時の即応体制の構築や「質の高い公共サービスの提供」に向けた業務執行体制を確立するよう強く求めておく。

現在、市従組合員は、勤務労働条件が低下する状況にあっても公共サービスの低下を来すことなく昼夜、各現場で創意工夫を重ね、環境施設組合の職員としての自覚と誇りを持ち、円滑な事業運営に努めてきているところである。

環境施設組合は、こうした市従組合員の取り組みと努力を十分認識するとともに、ただ今、申し入れた「2016年度夏季手当要求」については独自性と主体性を発揮し、労働協約に基づき、労使合意を基本に誠意をもって交渉を行うよう求めておく。

(環境施設組合)

ただ今、平成28年度夏季手当について申入れをお受けしたところであります。

当環境施設組合といたしましては、職員の給与制度をはじめとした勤務労働条件は勤務意欲に関わる重要な課題であると認識しているところです。職員の勤務労働条件につきましては、大阪市と同水準を確保することとしていることから、大阪市の動向を見据えながら、誠意を持って交渉してまいりたいと考えております。

本日、申し入れのありました平成28年度夏季手当につきましては、真摯に交渉・協議を尽くしてまいりたいと考えており、後日あらためて回答させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(組合)

ただ今、事務局長より「職員の勤務労働条件については、大阪市と同水準を確保する。市従が申し入れた夏季手当要求については、真摯に交渉・協議を尽くし、後日あらためて回答する」との考え方が示されたところである。

この間の給与水準の引き下げによって、より一層、厳しくなっている組合員の生活実態を踏まえ、環境施設組合側として、市従の夏季手当要求内容について、誠意をもって対処されるよう再度要請し、本日の交渉を終えることとする。